

重要事項説明書

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

お客様相談窓口	電話番号	: 03-5986-0443
	FAX	: 03-5986-0442
	管理者	: 嶋澤 理
	対応時間	: 9:00~18:00

2. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	ハッピーライフすずめが丘
所在地	東京都豊島区要町一丁目29番4号
電話番号	03-5986-0443
FAX	03-5986-0442
提供可能サービス	居宅介護支援事業所
介護保険事業所番号	1371604198
サービス提供地域	豊島区 練馬区 板橋区 新宿区

(2) 事業所の職員体制

職種	人員		資格
	常勤	非常勤	
管理者	1名		介護支援専門員と兼務
介護支援専門員	9名		
事務職員	1名		

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月～金	年末年始除く(12/30-1/3)
営業時間	9:00~18:00	

上記営業日、営業時間以外は代表番号または090-8519-0443にて24時間常時連絡が可能

3. (1) 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

<ul style="list-style-type: none">・介護サービス計画作成の依頼・アセスメント(状態・ニーズ・問題)・居宅サービス計画原案(ケアプラン)作成・サービス担当者会議の開催(居宅サービス計画確定)・サービスの調整・サービスの提供・継続的管理、モニタリング(少なくとも1か月に1回)

(2) 主な事業内容

<ul style="list-style-type: none">・居宅サービス計画書(ケアプラン)の作成・介護保険被保険者の要介護認定に係る申請について、申請代行等必要な協力・要介護状態にある利用者、又は、ご家族の相談及び苦情処理・介護保険施設への紹介、その他便宜の提供・その他、居宅介護支援に関する事

4. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 事業の目的

株式会社Ks Holdingが開設するハッピーライフすずめが丘が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

・利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができる様、利用者の立場にたつて援助を行います。

・事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整します。

・事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 居宅サービス計画作成の支援について

当事業所では以下の事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

・利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。

・当該地域における指定居宅介護支援事業者等に関するサービスの内容、当該事業所をケアプランに位置付けた理由の説明、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者に複数の事業所の紹介を求めることが可能である旨の説明を行い、サービスの選択を求めます。

・居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して、入院時に担当居宅介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼します。

・利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て意見を求めた主治医等に対してケアプランを交付します。

・訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状況等について、介護支援専門員から主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

・介護支援専門員は障害福祉制度の相談支援専門員と密な連携を促進するため、特定相談支援事業所との連携に努めます。

・通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護(生活援助中心型)を位置付ける場合には、区市町村にケアプランを届け出て地域ケア会議の開催等により、届け出されたケアプランの適正検証を行います。

・その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

5. サービスの利用方法

(1) サービス利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当事業所職員がお伺い致します。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①お客様の都合でサービスを終了する場合は、1週間前までに文書でお申し出くだされば解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合があります。

その場合は、できる限り地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知が無くても自動的にサービスを終了します。

・お客様が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)又は、要支援1・2と認定された場合

・お客様がお亡くなりになられた場合

④その他

お客様やご家族等が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたい程の背信行為を行った場合は、文書で通知する事により、即座にサービスを終了させて頂く場合があります。

6. 個人情報の取り扱いについて

(1)事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2)事業者は、利用者及び家族からあらかじめ書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

7. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時に利用者に事業を継続的に実施するにあたり次の措置を講じます。

(1)業務継続計画を策定します。

(2)従業員に対する業務継続計画の周知、定期的な研修及び訓練を実施します。

(3)定期的な業務継続計画の見直し及び変更を行います。

8. 衛生管理等について

(1)従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

(2)事業所内で感染症が発生の予防及びまん延を防ぐため、次の対策を講じます。

①感染症対策を検討する委員会を6か月に1回以上開催し、その結果を周知します。

②感染症対策の指針を整備します。

③従業員に対して定期的に研修及び訓練を実施します。

9. 事故発生時の対応について

(1)事故が発生した場合は、利用者に対し、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じると共に速やかに家族等及び関係諸機関に事故発生状況及び今後の対応等について報告致します。

(2)事故発生後はできるだけ速やかに市区町村や関係機関へ正確に事故発生時の報告をします。

(3)当事業所の責任の有無に関わらず、発生した事故を2度と繰り返さないための対策を検討し、予防措置を早期に実施します。

(4)当事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。

10. 虐待防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1)研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

(2)個別支援計画の作成等適切な支援実施に努めます。

(3)従業員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整える他、従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

(4)虐待防止対策を検討する委員会を定期的に開催すると共にその結果を従業員に周知します。

(5)虐待防止を啓発・普及するための研修を従業員に対して年1回以上実施します。

11. 第三者による評価の実施状況

1 あり

実施日	
評価機関名称	
結果の開示	1 あり 2 なし

第三者による評価の実施状況

2 なし

11. サービス内容に関する相談・苦情

①当社ご利用者相談・苦情担当

電話番号 03-5986-0443

受付時間 9:00 ~ 18:00

担当 嶋澤 理

②当社以外にも公的機関においても相談・苦情申出等ができます。

豊島区役所 介護保険課	8:30~17:00	03-3981-1318
板橋区役所 介護保険課	9:00~17:00	03-5970-1202
練馬区役所 介護保険課	8:00~17:15	03-5984-2774
新宿区役所 介護保険課	9:00~17:00	03-5273-3497
東京都国民健康保険団体連合会	9:00~17:00	03-6238-0177